

沖縄県看護研修センター使用規程

公益社団法人沖縄県看護協会

(趣旨)

第1条 この規程は沖縄県看護研修センター（以下「センター」という）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用の目的)

第2条 使用目的は保健医療及び福祉に関する教育、研修、講習、会議等とし、センターの管理及び運営に支障のない範囲において使用させるものとする。

2 使用は土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く日の9時から17時までとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(使用の承認)

第3条 センターを使用しようとする者は、使用許可申請書（様式1）に所要事項を記載して事務局へ申し込むものとする。

(使用料)

第4条 センターを使用する者は、維持費として使用料を納入しなければならない。使用料については別に定める。

(使用料の減額)

第5条 使用料の減額は、国、地方公共団体、看護関係者等による看護に関する研修等に使用する場合とする。減額の基準は別に定める。

2 前項の規定により使用料の減額を受けようとする者は、使用料減額申請書（様式2）を提出し承認を受けなければならない。

(使用者の心得)

第6条 センターの使用者は、事務局の指示に従い他人の迷惑にならないよう注意するとともに、施設及び器具を破損することがないように注意しなければならない。

2 前項の規定に違反した者は退出を求めることができ、以後使用を認めないことができる。

3 故意又は重大な過失によって器物を破損又は喪失した者は、これを弁償しなければならない。

4 使用に係る事故の責任は使用責任者が負わなければならない。

(規程の改廃)

第7条 この規程の変更は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人沖縄県看護協会の設立登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月22日から施行する。

別表第1（第4.条関係）

沖縄県看護研修センター使用料

センター使用料については、貸出担当者へお問い合わせください。